

令和4年度 第2回 調布市再犯防止推進計画策定委員会

日時：令和4年8月18日（木） 18：30～20：00

場所：文化会館たづくり9階 研修室

【出席者】

- 1 出席委員：川村委員長，掛川副委員長，山本委員，宮内委員，藤井委員，小坂委員，福澤委員，鈴木委員，宇津木委員，石川委員，木村委員，山田委員
- 2 事務局：福祉総務課
- 3 傍聴者：0名

【資料】

- ・議事次第
- ・資料1 調布市再犯防止推進計画（素案）
- ・資料2 素案修正対応状況

1 開会

事務局から注意事項の説明，配付資料の確認，欠席委員の報告を行った。

2 議事

(1) 素案の検討

委員長：次第に沿って進めます。議事1「素案の検討」について事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料の説明)

委員長：変更点は、「計画期間を明確に定めた」「各種統計データの表記に正確性を持たせた」「コラムを追加した」「各課との調整により施策の内容に大幅な修正が加えられた」の4つに大きく分けられると思います。ご質問等はございますか。施策の内容については，新たに盛り込まれたものがたくさんありますので，すべてを読んですぐに質問することは難しいと思われます。各施策の所管課のみなさんがZoomで参加してくださっていますので，補足説明等をしていただくと質問しやすいのではないのでしょうか。

事務局：今回の素案にはまだ反映できていないのですが，本計画は再犯に関するものだけではなく，犯罪を予防し犯罪が起きにくいまちづくりを目指すということで，防犯という視点も取り入れて記載しています。そのことを，計画策定の趣旨のあたりに明記しようと考えています。パブリックコメント前にこの1点を修正したいと思います。

委員：意見は章ごとに申し上げたほうがいいでしょうか。

委員長：分量にもよりますが，よほど膨大でなければ通しでもいいのではないのでしょうか。

委員：「てにをは」等の細かい点については，後ほど事務局にお伝えしたいと思います。

統計データには，記載されているものより新しい数値が出ているものがいくつかあります。こちらについても後ほどお伝えします。

「法務省資料」との記載が結構ありますが，それでは内部資料的なニュアンスがありますので，

「犯罪白書」等の出版物から引用できるものは引用元の記載を変えたほうが良いと思います。

2ページのコラムに「入口支援」「出口支援」という記載がありますが、これらはかなり専門的な用語ですので一般の方々にはわかりにくいと思われます。また「入口支援」は、囚からは逮捕・起訴された後受刑する前に行われるように見えますが、基本的には受刑に至らない方への支援であり、囚では表しにくいと思いますが、ここで言いたいことは「負の連鎖を断ちきらなければならない」ということであるため、「入口支援」「出口支援」という言葉は文中でも囚中でもないほうがすっきりするのではないのでしょうか。

同様に、2ページのコラムには「触法行為」という言葉も出てきますが、「触法」とは犯罪同様の行為をしても罪に問えない方のことを指します。福祉の分野では、責任を問えるかどうかを意識せずに罪を犯した人をすべて「触法」と呼んだりしますが、ここでは対象者を定義しており、「触法」は定義に入らない者を指してしまうため、「犯罪行為」と書き換えたほうが良いと思います。

5ページのグラフは、すでに7月に令和3年の数値が公表されており、ホームページ上でも検索できます。

6ページの「満期釈放」「仮釈放」は、本文と説明部分で内容が重複しています。さらに、本文の説明では仮釈放のみに更生の機会が与えられているような書き方になっています。説明の部分を1段落目と2段落目の間に差し込み、満期釈放の説明の「保護観察が受けられない」を「保護観察を受けることはない」といったフラットな表現にすることが適当であると思います。※印の説明の「保護観察を受けることができずに」も、「保護観察を受けずに」としたほうが良いと思います。「できる」という書き方では福祉サービスを受けるような、望めば得られるといったニュアンスに聞こえてしまいます。仮釈放の保護観察は、刑期の途中で出てくるため義務として受けなければならないもので、逆に満期釈放は刑務所の中ですべての義務を果たしているため保護観察が付かないという仕組みです。つまり「受けられない」ではなく「受けなくてよい」という意味です。

その下のグラフも、すでに令和3年版犯罪白書が刊行されているため新しい数値が入ります。

19ページの就労の説明で、7月1日時点の素案には「協力雇用主の開拓・確保」についての施策が載っており、今回削除されたようですが、できれば復活させていただきたいと思います。

22ページの「高齢者や障害者への支援」の課題や現状にも「触法障害者」という言葉が出てきますが、「触法」は適当ではなく「罪を犯した高齢者や障害者が」といった書き方が良いと思います。「触法」には、司法において罪に問えない方という前提があるため、本計画の対象者以外を含んでしまうからです。

同様の理由で、その下にある心神喪失者等医療観察法の対象者については、責任能力があるとされている方もいますが、心神を喪失している方もいるため行為があっても罪には問えないため、定義を越えてしまうのではないのでしょうか。なお、罪を犯した者の認定にあたっては、法律が成立した時の附帯決議が出ており、「不当に拡大した適用をすることがないように」とされています。その点からも、この点は削除したほうが良いと思います。

委員長：大小さまざまなご指摘をありがとうございます。事務局から回答していただけますか。何らかの理由で修正できない箇所はありませんか。また、「協力雇用主の開拓・確保」の記述の削除

についての経緯の説明もお願いします。

事務局：用語や法律の解釈については、委員から後ほど資料を提供していただいた後、より適切な表現を加えていきたいと思います。

統計データも最新の令和3年度の犯罪白書等が掲載されているとのことですので、できるだけ最新の数値を掲載したいと思います。

2ページの「入口支援」「出口支援」については、なかなか受刑に至らないケースもあり、表現するのが難しいため言葉自体を削除したほうがいいとのご指摘でした。負のスパイラルをどう断ちきるかということをご指摘いただき、できるだけわかりやすく市民に見せたいという意図がありますので、想定されるケースを把握し、どのような支援があれば再犯を防ぐことのできる社会が作れるかを表せるように再度検討したいと思います。

「協力雇用主の開拓・確保」の記述については、13ページのコラム等に掲載しています。市としては、さまざまな施策の中で協力雇用主自体を何らかの形で支援していくということだけではなく、再犯防止推進計画を推進する中で共に連携していく必要があると考えています。今回各課の事業を整理した結果、市全体として連携していく部分が変わり、コラムに記載することで啓発していくほうが施策の推進に資する場合もあり、第1回委員会の意見も踏まえ今回のような形にしました。本委員会や今後いただく意見も検討しながら、パブリックコメントまでに修正していきたいと思います。

委員：細かい点については、後ほどお伝えします。言葉で説明するとわかりにくいところもあるため、文字に起こしたり、理由を記載したりした上でお送りします。資料の当たり所をお示しすることもできます。協力雇用主の件は、コラムの中で紹介されているようですが、前回の記述の再掲を検討していただきたいと思います。

委員長：委員は統計データに関して精通していらっしゃいますので、引き続きよろしく願いいたします。

そこで、6ページのコラムの※印の説明について教えていただきたいと思います。「仮釈放には、家族や身元引受人の存在が必要となることがあり」とありますが、帰住先も重要な要件になるのではないですか。また「必要となることがあり」ではなく、「原則として必要とされる」のほうが正確な表現ではないかと思いますがいかがですか。

委員：身寄りのない方で更生保護施設等に帰る人もおり、その場合は施設が帰住地で、施設代表者が身元引受人になりますが、そういったことまでは書き切れないと思います。「必要となることがあり」の裏にはそのようなケースもあるということで、表現の修正を指摘しませんでした。しかし、帰住先と身元引受人が基本的な条件となっており、それがないまま仮釈放となることはありません。ただし、施設等がそういった場になることがあります。

委員長：更生保護施設が帰住先となり仮釈放になるようなケースもあるため、ここの表現はこのままで問題ないということですか。

委員：はい、そうです。

委員長：その他何かございませんか。それでは私から1点申し上げます。17ページの「06 ひだまりサロン」に、サロン活動を支援すると記載されていますが、このような場があるだけではなく、その場に本計画の対象者をどのようにつなげていくのが大事ではないでしょうか。つなぐ

人材をどう捉えるかですが、そういったことも併せて考えていかないと対象者がそこに結び付かないということになってしまいます。実際につなぐ機能を持つ方は、地域福祉コーディネーターや民生委員、保護司、保護観察官となると思われませんが、そういった方々と連携し、そのような場につなぐことができるようにし、社会的孤立を予防するということまで踏み込んで記載できれば、より計画の実行性が高まるのではないのでしょうか。

事務局：本日は社会福祉協議会の委員が欠席ですので、私から総括してお答えします。

ひだまりサロン事業は、社会福祉協議会が行っている事業で、市が補助等の支援をしています。地域福祉コーディネーター事業も市の委託事業として社会福祉協議会が市と連携しながら行っています。そのような人材がサロンの立ち上げや地域の方たちをつなぐ役割を果たしています。事業については、各事業の内容を記載している箇所があるためそこに盛り込むのか、「課題・現状等」や「施策の方向性」の中に記載しながら事業と結び付けていくのか、【06】から【08】の事業がどのように結びついているかを表現する方法を検討します。

委員長：「施策の方向性」で記載されてはいますが、重要なことであるため、ひだまりサロンの説明箇所にも重複して記載してもいいのではないかと思います。検討をお願いします。

副委員長：「保護観察を受けられない」等の記載がありますが、福祉総務課としては保護観察所というのはどういう機関だと認識されているのでしょうか。どのように棲み分けをし、役割分担をしていこうと考えていらっしゃいますか。

事務局：非常に大きなテーマです。保護観察所は法務省の機関であり、強制的な役割を担っていると認識しています。今回は福祉部門が計画をつくっていますので、今までも更生的あるいは法務的な観点ではなく、対象者の生い立ちや生活環境等に目し各分野で支援してきましたが、今後は法務部門や福祉部門が連携しながら支援を行っていきたいと考えています。

副委員長：素案における保護観察所の説明では、保護観察を受けることは利益になるという考えが表現されていますが、あくまでも保護観察所は刑事司法の一翼を担う機関ですので、強制力を持ってソーシャルワークを行っており、本人にとっては不利益です。しかし、保護観察所とは敵対するわけではなく連携を進めていく必要があるということを確認していただきたいと思いました。

委員長：間違っただけの印象を読み手に与えてしまうのは、「保護観察を受けられない」という表記からではないのでしょうか。「保護観察を受けることはない」と書き換える案が出されましたが、これでだいぶ印象が和らぐと思います。そのあたりのトーンはデリケートであり、誤ったメッセージを発信しかねないため、パブリックコメント前に修正していただきたいと思います。

事務局：保護観察所は対象者に対する関わり方が有権的な部分を持っているため、保護観察を機会として与えられるような表現を用いると実情とは乖離が生じます。そういった誤解を与えないような表記を検討します。

委員長：今回加えたコラムは、事務局が、法定の計画をただつくればよいということではなく、計画という場を活用した市民への普及啓発として位置付けたものではないのでしょうか。読ませる計画を苦心してつくっているわけですから、コラムのメッセージが誤ったものであっては元も子もないので、誤解のないように丁寧な説明をすべきであると思います。

委員：6ページの※印の説明の「帰住先」や「身元引受人」といった言葉をできるだけ平易でかつ誤解を与えないようにするために、代案があれば提出いたします。

委員長：是非お願いします。※印の説明では、矯正施設における態度によって仮釈放になるかどうかが決まるのではなく、生活基盤がせい弱な人ほど満期釈放になりやすい面があることを市民に知らせようとしており、それには意義があると思います。ただ、計画の中で打ち出すことについてはどのようにお考えでしょうか。

委員：矯正施設内での受刑態度が釈放の判定に大きな比重を占めていることは間違いなく、態度が良好な者は更生保護施設に帰れることも多く、身寄りのない人は生活態度が荒れやすいのも確かです。釈放されにくいということはあります。そのことを伝えることは大切だとは思いますが、素案のような書き方だと、身寄りのない人が不当にかわいそうな目に遭っているというふうにも受け取られ、書き方は難しいと思いました。

委員長：あまり踏み込み過ぎて、誤った印象操作になってもよくないため、慎重な表現を用いるように検討したいと思います。

委員：調布市には多岐に渡り必要なことがたくさんあるということがわかりよかったです。各施策の説明の後ろに所管課が記載されています。これを所管課ごとに施策をまとめることはできないでしょうか。計画というよりはご案内のようになってしまうかもしれませんが、計画の最後に載せるか計画と切り離すかはともかく、リストがあったらいいと思います。

罪を犯した人たちが普通の生活を送るための場があってもいいのではないのでしょうか。例えば絵を描きたい犯罪者が一般の人と一緒に絵を描くことができたら癒されるのではないのでしょうか。

委員長：2点のご指摘があったと思います。1つは、施策の内容が施策ごとに表記されていますが、それと併記する形で所管課ごとの一覧もあると、組織の体系と取り組みがわかりやすく理解できるのではないかとということです。

もう1つは基本理念ともいうべき内容であると思います。本計画は罪を犯した人や非行した人に対しどのような支援の環境を整え提供するかということに力点が置かれていますが、そもそもそういった方々の地域生活や自己実現をどのように図るかということに言及されていないことに対し違和感を持つということです。確かに計画の冒頭にもそのような視点は書かれていません。

事務局：施策の一覧化については、どの位置に載せるかはわかりませんが、基本方針ごとの事業と課を一覧にするか、逆引きで課から探せる事業の索引と全体像を一目でわかるようにつukれないかどうか、全体のボリュームも含めて検討します。

全体的な理念については、計画を貫く方針がどこかに掲載されてもいいのではないかとこの視点での質問であると思います。市の現状と課題やそれに連なる基本方針ごとの考え方は載っていますが、全体的なものはないため、冒頭で述べるのか第3章の基本方向の中で5つの基本方針を貫く大元の考え方を載せるのか、表現も併せ検討します。

委員長：一覧表に関しては、全体のボリュームとの兼ね合いから厳しい調整作業になると思われますが、検討をよろしくお願いします。

委員：調布市に住み続けたいと思うような感じが計画の中に出てきたらいいと思います。罪を犯したけれども釈放された人たちは一般市民なわけです。一般市民として心地よく生活できるということがどこかに表現されていればいいと思います。

委員長：それは、調布市としてのスタンスを示すという意味でも非常に大事なことです。ボリュームのこともあります。新たに項目を立てるのか、第1章の「1-1 策定趣旨・目的」の中で打ち

出すのかという工夫は必要ですが、検討に値するご指摘だと思います。

委員：「仮釈放の時には保護観察を受けることができる」という表現は誤解を招くのは確かだと思います。仮釈放の審査に通るのは施設内でそれなりの態度であった人ですが、そういった人に対しても生活環境調整の報告書が必要で、引受人や居住地等が確かであることを確認します。計画には細かいことを書く必要はありませんが、保護観察が受けられないために再犯してしまうのではないかと誤解を招かないようにしなければなりません。確かに仮釈放の人は満期釈放の人よりも社会復帰が早まり、保護観察中に仕事を見つけて働き始めることができ有利です。ではなぜ満期釈放にするのかということになってしまうので、誤解のないように記載しなければなりません。

委員長：少なくとも、本来受けられるはずのサービスが受けられないといったような印象を持たれない表現に改めていく必要があります。あくまでも、保護観察とは権利を制約する側面があるということが抜け落ちないように修正しなければなりません。

副委員長：2ページのコラムの図に「生活困窮 社会的孤立」となると「規範意識の低下」が起こり、それが犯罪の原因になるかのように表現されています。しかし、特に累犯の場合はこのタイミングで規範意識の低下するわけではないため、この図は正確ではありません。おそらく図としては円が5つあったほうがバランスがいいので、「逮捕・起訴」の間に「裁判」を入れたりして5つにしたほうがよいと思います。

前回委員会で計画に副題を付けるという話が出ましたが、それについてはこれから提示されるのですか。

委員：13ページのコラムに「保護司とは・・・」とありますが、そこに「保護観察」そのものの説明を入れてはどうでしょうか。保護司は一人一人を保護し観察し導いていくわけですが、保護観察の終了後に何か起きた時に自分たちが守られていたことがやっとなるようです。

委員長：6ページのコラムでも「保護観察」が出てきます。6ページか13ページのコラムの中で「保護観察」そのものの説明をすることも検討をお願いします。

2ページの5つの円については、生活困窮や社会的孤立に陥った人が必然的に規範意識が低下するかのようには読めてしまい、これでは誤解が生じてしまうので、生活困窮や社会的孤立が原因で生き辛さを抱え、犯罪行為に走るというようにダイレクトにつなげてもいいのではないかと思います。円を5つにするため「裁判」を足してもいいのではないかと提案をいただきましたがいかがですか。

委員：5つの円は、「触法行為（犯罪行為）」から始まり、回った最後にだけ矢印が描かれています。しかし、初めて犯罪行為をする場合でも、生き辛さが背景にある方が誤った手段として犯罪に手を染めることもあります。この図は再犯についてのものですが、初犯も含め必ずしも「触法行為」が出発点ではありません。矢印をどのように描くか検討する必要があると思います。

委員長：こういったケースでよくあるのは、5つをすべて円でつなげてしまい、2カ所くらいに矢印の向きを付けると、始まりというものがなくグルグル回っているということになり、その循環をどこかで止めなければならぬという意味合いを持たせることができます。このモデルの普遍性を高めるという観点からは、区切りがない円にして時計回りに回っているというようなイメージを持たせるように修正していただきたいと思います。

事務局：「規範意識の低下」についての指摘を踏まえ、「裁判」を入れることが適切ではないかという提案についてみなさまから異論がなければ、バランスを考えながら検討します。

矢印についても、矢印の追加等により循環している輪をどこかで断ち切る必要があるということが見やすくなるようにしたいと思います。その場合「入口支援」「出口支援」についても、どこが入口でどこが出口かということも問題となりますが、そのことについても考慮しながら図を検討します。

委員長：それ以外について何かございますか。それでは一通りご意見をいただきましたようですので、質疑は以上としたいと思います。素案の検討は本日が最後となります。今後の素案の修正については事務局に一任していただき、重要事項については委員長と事務局との協議の上一任ということによろしいでしょうか。

—— 異議なし ——

委員長：それでは、そのようにいたします。

3 その他

委員長：次第2「その他」について事務局より何かございますか。

事務局：計画の愛称名を考えていただきたいのですが、事務局案をいくつかご紹介したいと思います。再犯防止推進計画の検討を進める中で、「地域共生社会」と「再犯防止・更生保護」の視点を愛称の中に入れてはどうかと考えています。そこで、キーワードとしては

「地域共生社会」・・・「支え合い」「共生」「ぬくもり」

「再犯防止・更生保護」・・・「リスタート」「立ち直り支援」「更生支援」

をピックアップし、これらのキーワードを基に4つのイメージ案をつくりました。

「ぬくもり・共生・立ち直り支援（リスタート）プラン」

～支え合い 認め合い ともに暮らす～

＜地域福祉計画の共通理念の中にも出てくる副題である＞

「ぬくもり・共生・更生支援プラン」

～支え合い 認め合い ともに暮らす～

「ぬくもり更生支援プラン」

～支え合い 自分らしく ともに暮らす～

＜「共生」は副題の「ともに暮らす」で表現している＞

「ぬくもり更生支援プラン」

～支え合い ともに暮らす 明るいまち調布市を目指して～

＜更生保護運動として市が行っている事業として「社会を明るくする運動」がある＞

以上の案を基にご意見をいただきたいと思います。

委員：どれもいいのですが、なるべく長くないほうがいいと思います。「ぬくもり」が流行りのように感じますが、曖昧な感じもあるのであまり好きではないです。

委員長：好き嫌いという意見でいいと思います。

委員：「立ち直り支援」が一番いいと思いますが、「リスタート」に言い換えなくてもいいのではないでしょうか。最近の市の計画にはカタカナが多用されていますが、あまり入れたくはありません。「明るいまち調布市を目指して」という副題はいいと思いますが、「ぬくもり更生支援プラン」には「立ち直り支援」が入っていないためどこかに入りたいです。シンプルのほうがいいと思います。

委員長：「ぬくもり」は好きではないということですが、事務局としては肝いりの言葉ではないでしょうか。確かに「ぬくもり」は抽象的ですので「立ち直り支援」のほうが本計画の特徴をよく表していると思います。あまり長くなくシンプルのほうがいいというのももっともです。

委員：4番目の案をそのままいいと思います。

委員長：「明るいまち調布市を目指して」と言うと、今の調布市は暗いのかという気持ちになってしまい若干そこは気になりますが、シンプルで計画の特徴をよく表しています。

副委員長：「ぬくもり」はどちらかという好きではありません。また、「更生支援」よりも「立ち直り支援」のほうがいいと思いますが、案にも「更生支援」が多数出てきていますので、これから変えるのは大変でしょうから

「支え合いの更生支援プラン」

～ともに暮らすまち調布を目指して～

というのはどうでしょうか。「明るい」という言葉は確かにひっかかります。

委員長：だいぶ意見が集約されてきたようです。「立ち直り」とか「更生」はネガティブな響きがあり、「立ち直り」というと失敗をしてしまったというニュアンスが含まれます。個人的には「リスタート」がいいと思っていましたが、カタカナが多いとわかりにくいという指摘ももっともですので、「再出発サポートプラン」といったシンプルなものもいいのではないでしょうか。今日多数決を取って決めるわけではありませんので、どういたしますか。

事務局：先ほど、今後のことについては事務局に一任していただき、重要事項は委員長と相談することになりました。委員長やみなさまのご意見からは、1つの案一択になっているわけではないようですので、いただいた意見を事務局で集約し、調布市の他の計画との整合性も確認し、調布市自身が計画の責任主体としてどのようなスタンスを持って名称を付けていくのかを考えながら、案を練りたいと思います。

「ぬくもり」は、調布市の基本計画の中で活用され、基本構想でも用いられているため、市全体の整合性を図るという点から入れています。

「リスタート」「立ち直り支援」「更生支援」は同じような言葉ですが、「更生支援」が4つの案のうちの3つに入っているのは、計画の中で「再犯防止」を「更生支援」に引き直して進めていこうという趣旨からサブタイトルにも入れたほうがいいと考えたからです。

副題については、1案と2案の「～支え合い 認め合い ともに暮らす～」は、地域共生社会についてこれまでの検討会で関連を指摘されていたため同じサブタイトルを使うか悩みました。自殺の対策計画でも同じ言葉を使っているため、それと合わせてもいいと思います。また、4案のように社会を明るくする運動や更生保護の活動から「明るいまち」を出してもいいと考えました。今が暗いのかということは考慮していなかったため、表現は検討する必要があります。

各委員のご意見を踏まえ、事務局で再度練り直します。なお、必要に応じて委員長にご相談す

るか、事務局に一任していただきパブリックコメントで市民に意見を問うということになります
が、その結果を踏まえ次回委員会にお越しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員長：「ぬくもり」等、中には不人気なものもありましたが、事務局が調布市の他の計画も踏まえ
考えてくださったことがよくわかりました。本日は、事務局一任ということでよろしいでしょう
か。

— 異議なし —

委員長：それでは、そのようにいたします。事務局から連絡事項がありますか。

事務局：1点目＜議事録について＞

前回会議録を配布しましたが、確認後、修正等があればご連絡ください。

オンライン参加の方には後ほどメールにてデータをお送りします。

今回の議事録も同様に、作成後、確認をお願いします。

2点目＜今後の予定＞

今回委員会にて素案の検討終了

9月20日からパブリックコメントの募集開始

次回委員会にてパブリックコメントの実施報告および最終調整の上計画策定

(次回委員会の日程等の詳細は後日通知)

3点目＜ご意見シート＞

素案について追加の意見等がありましたら、8月25日（木）までに事務局までメ
ールやファクス等でお送りください。様式は自由です。

委員長：以上で「令和4年度第2回調布市再犯防止推進計画策定委員会」を終了いたします。

遅くまでありがとうございました。

(終了)